

奈良県部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県条例第三十号

奈良県部設置条例の一部を改正する条例

奈良県部設置条例（平成七年三月奈良県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「福祉部」を「健康福祉部」に、「商工労働部」を「産業・雇用振興部医療政策部」

」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「福祉部」を「健康福祉部」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 健康づくりに関すること。

第四条第四号を削る。

第八条を第九条とし、第七条を第八条とする。

第六条（見出しを含む。）中「商工労働部」を「産業・雇用振興部」に改め、同条を第七条とする。

第五条に次の一号を加える。

三 衛生に関すること。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（医療政策部の所掌事務）

**第五条** 医療政策部の所掌事務は、次のとおりとする。

一 医療に関すること。

二 公立大学法人奈良県立医科大学に関すること。

### 附則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。